

## IOT、AI、ロボット導入補助金に関わる Q&amp;A 集

1. 補助金の仕組みについて		
	質問	回答
1-1	公募は先着順で採用されますか？	先着順ではありません。
1-2	既開発が進行中の事業は補助の対象になりますか？	既に進んでいる事業は対象外です。 但し、事業を適切に分割して、交付決定後に開始する事業を作ることで、補助を受けられる場合があります。 交付決定通知前に発生した経費は補助の対象になりません。また、 <u>公布決定通知前に発注（契約）を行うと補助の対象にならないので注意して下さい。</u>
1-3	ひとつの開発業務を、複数の会社が分担して実施する場合、それぞれが応募することは可能か？	個々の会社が担当業務について申請することは可能です。但し、審査は個別に行うので、両方とも採択されるとは限りません。
1-4	1社からの応募は1件のみですか？	雇用数が満たされれば、複数の応募も可能です。但し、雇用の重複のカウントはできません。 なお、予算を超える多数の応募があった場合には、1社複数の採択が審査で否定的な要素と判断される可能性が有ります。
1-5	「ひょうご次世代産業高度化プロジェクト」に参加するメリットは何ですか？	補助金、セミナー、企業間マッチングなどの、「ひょうご次世代産業高度化プロジェクト」の事業のサポートを受ける前提となります。
1-6	「ひょうご次世代産業高度化プロジェクト」の参加申込書に、対象業種にチェックを入れる欄があるが、該当する事業が複数ある場合はどうするか？	該当する業種すべてにチェック入れてください。また、(別紙2) 補助事業説明書の業種欄にも、該当する業種をすべて記入して下さい。
2. 雇用目標に拘る質問		
	質問	回答
2-1	雇用目標に記載可能な新規雇用は正社員に限りますか？	正社員（直接雇用する、雇用期間に定めのない社員）の雇用が対象になります。 本補助金でいう正社員とは以下の4つの要件をすべて満たす者のことをいいます。 ① 期間の定めのある労働契約を締結する労働者でないこと。 ② 派遣労働者でないこと。

		<p>③ 1 週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の 1 週間の所定労働時間と同一のものとして雇用される労働者であること。</p> <p>④ 労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同一の賃金制度が適用されている労働者であること。</p>
2-2	派遣社員の採用は新規雇用になりますか？	派遣社員は対象外です。
2-3	勤務日数の少ない社員の採用は新規雇用になりますか？	既に正社員として雇用している人と同じ日数の以上の勤務であることが必要です。 例えば、既に週 3 日勤務の正社員を雇用されている会社では、同じ日数以上勤務する方の採用が新規雇用と認められます。
2-4	パート社員の正社員転換は新規雇用になりますか？	新規雇用となります。
2-5	新規雇用者は補助事業に従事する必要がありますか？	補助事業に関して新規雇用者が採用されることが必要です。新規雇用者が、直接補助事業に従事する必要は有りませんが、関係性（例えば、補助事業に従事する社員の従前の業務を担当するなど）が必要です。 全く関係性のない雇用は認められません。 不明な場合は個別にお問い合わせ下さい。

### 3. 経理的なことに係る質問

	質問	回答
3-1	申請時に見積を添付することになっているが、どこまでの項目に必要か？	見積書は補助事業の主な経費項目について添付いただくのが望ましい。価格表でも可。事業の経費額の妥当性を判断する目的で見ます。
3-2	ロボットを導入する場合に、自社で開発する周辺機器の材料の購入費は補助対象となりますか？	補助対象の事業費です。
3-3	複数年に渡るリース期間のリース料を事業費として計上可能か？	交付決定通知～事業終了までの期間のリース料が事業費として計上できます。
3-4	補助対象経費の中の人件費の中の「補助員雇上費」とはなんですか？	派遣社員の人件費を言います。
3-5	ロボットを導入する場合、ロボットのメーカーからロボットの使い方を指導してもらう費用は何になりますか？	契約形態によって、謝金又は外注費となります。

3-6	交付決定後に事業の予算配分が変更になった場合はどうなりますか？	人件費、補助対象の事業費、補助対象外の事業費の予算配分が20%以上変わった場合には、速やかに NIRO に連絡して「補助金交付決定内容変更承認書」を出してください。なお、変更内容によって補助金支給学に影響が出る場合があります。
-----	---------------------------------	---

注記：本 Q&A 集は、補助金制度説明会（4月18日）での質疑応答や、個別のお問い合わせの中から、申請を検討中の皆様の参考になると思われるものを掲載しております。個別企業に固有の質疑については掲載しておりません。

以 上